

議案第 83 号

墨田区認定こども園条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 9 月 13 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区認定こども園条例

(目的及び設置)

第 1 条 小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を推進するための措置を講じ、もって地域において子どもが健やかに育成される環境の整備に資することを目的とし、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園として、墨田区認定こども園（以下「認定こども園」という。）を別表のとおり設置する。

(開園時間)

第 2 条 認定こども園の開園時間は、午前 7 時 15 分から午後 6 時 15 分までとする。ただし、区長が必要があると認めるときは、これを変更することができる。

2 前項の規定にかかわらず、墨田区特別保育の利用に関する条例（平成 15 年墨田区条例第 35 号）第 2 条第 1 号及び第 2 号に掲げる標準時間保育延長保育及び短時間保育延長保育を行う認定こども園の開園時間は、区長が別に定める。

(休園日)

第 3 条 認定こども園の休園日は、墨田区規則で定める。

(入園資格)

第 4 条 認定こども園に入園することができる者は、法第 11 条に規定するものとする。

(委任)

第 5 条 この条例の施行について必要な事項は、区長が定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。ただし、付則第 4 項の規定は、公布の日から施行する。

(墨田区保育所条例の一部改正)

- 2 墨田区保育所条例 (昭和 3 6 年墨田区条例第 4 号) の一部を次のように改正する。
別表中墨田区たちばな保育園の項及び墨田区八広保育園の項を削る。

(墨田区特別保育の利用に関する条例の一部改正)

- 3 墨田区特別保育の利用に関する条例の一部を次のように改正する。

第 1 条中「 という。) 」の次に「 及び墨田区認定こども園条例 (平成 2 8 年墨田区条例第 号) 第 1 条の規定に基づき設置した墨田区認定こども園 (以下「認定こども園」という。) 」を加える。

第 2 条各号列記以外の部分中「 児童福祉法 (昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号) 第 2 4 条第 1 項の規定により行う」を「 子ども・子育て支援法 (平成 2 4 年法律第 6 5 号) 第 2 0 条第 3 項の規定により認定された保育必要量 (第 1 号から第 3 号までにおいて「認定保育必要量」という。) の範囲内の」に改め、「 保育所」の次に「 及び認定こども園」を加え、同条第 1 号中「 子ども・子育て支援法 (平成 2 4 年法律第 6 5 号) 第 2 0 条第 3 項の規定により認定された保育必要量 (以下この号から第 3 号までにおいて「認定保育必要量」という。) 」を「認定保育必要量」に改め、「 保育所」の次に「 又は認定こども園」を加え、同条第 2 号及び第 3 号中「 保育所」の次に「 又は認定こども園」を加える。

(墨田区特別保育の利用に関する条例の一部改正に伴う準備行為)

- 4 この条例の施行の日 (以下「 施行日」という。) 以後の墨田区認定こども園における特別保育の実施に係る必要な手続その他の準備行為は、施行日前においても、前項の規定による改正後の墨田区特別保育の利用に関する条例の規定の例により行うことができる。

(墨田区保育所等の利用者負担額を定める条例の一部改正)

- 5 墨田区保育所等の利用者負担額を定める条例 (平成 2 7 年墨田区条例第 2 3 号)

の一部を次のように改正する。

第3条中「に基づき設置された」を「第1条の規定に基づき設置した」に改める。

第4条の見出し中「保育料」を「利用者負担額」に改め、同条中「に基づき設置された保育所」を「第1条の規定に基づき設置した保育所、前項の認定こども園」に改め、「。以下同じ」を削り、「。以下「保護者等」という。）」を「）」に改め、「（以下「保育料」という。）」を削り、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

区長は、墨田区認定こども園条例（平成28年墨田区条例第 号）第1条の規定に基づき設置した認定こども園において特定教育・保育（教育に限る。）を利用する保護者から、前条第1号に掲げる利用者負担額を徴収する。

第5条中「保護者等」を「前条第1項の保護者又は同条第2項の保護者（特定保育所における利用にあつては、保護者又は扶養義務者）（以下「保護者等」という。）」に、「保育料」を「同条各項に規定する利用者負担額（以下「保育料」という。）」に改める。

別表第1中「教育標準時間利用者負担額」を「教育標準時間利用者負担額（保育料）」に改める。

別表

区 分	名 称	位 置
幼保連携型	墨田区たちばな認定こども園	墨田区立花三丁目21番16号
	墨田区八広認定こども園	墨田区八広三丁目7番5号

(提案理由)

小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を推進するため、墨田区認定こども園を設置する必要がある。